

熊 谷 市

スポーツ・文化村

くまびあ

生涯学習活動団体登録制度

し お り

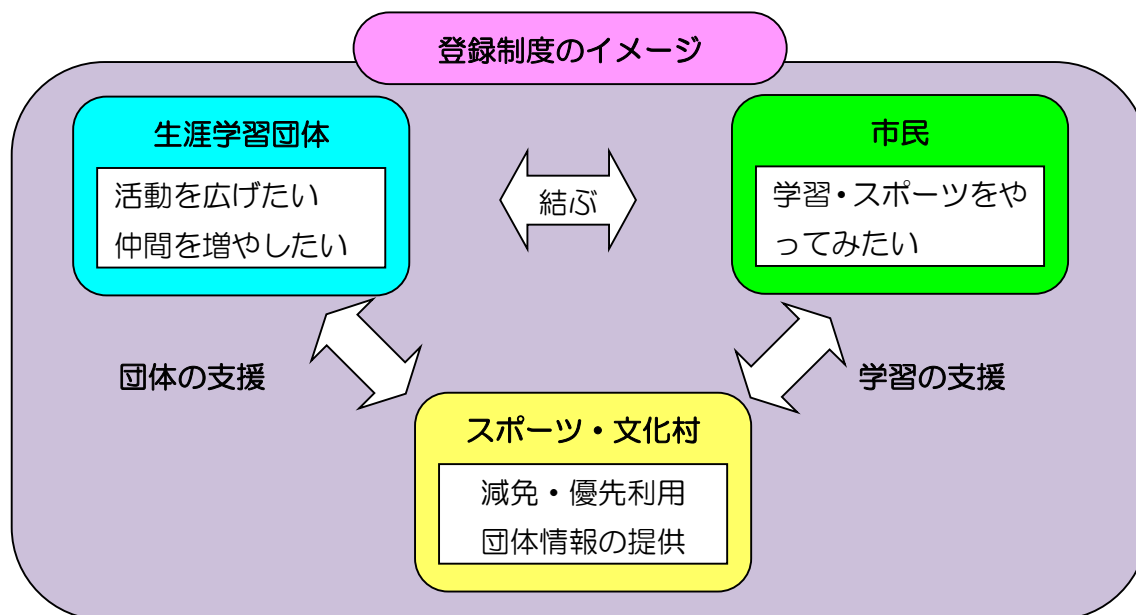
※この登録制度は任意です。制度の趣旨、内容等を了承のうえ、申請を行ってください。

熊谷市教育委員会社会教育課

熊谷市スポーツ・文化村生涯学習活動団体登録制度のしおり

1 生涯学習活動団体登録制度の趣旨

生涯学習活動団体登録制度は、学習・スポーツなどの活動を通して自己実現を図り、地域文化の向上やスポーツ振興につながるような生涯学習活動を行うために、自主的に組織し運営を行う生涯学習団体を「熊谷市スポーツ・文化村生涯学習活動団体」として登録し、団体の名簿を公開することにより、「活動をひろげたい」「仲間を増やしたい」と思っている団体と学習・スポーツをやってみたいと思っている市民とを結び付け、団体の活性化を図り、活動を促進するものです。



2 登録できる団体

届出のできる団体は、既に生涯学習活動を行っている団体、又は、今後活動を行おうとしている団体で、次の（１）～（８）に該当する団体です。（詳しくは、次の登録の具体的基準を参考にしてください。）

- （１）団体の活動についての情報を広く市民に公開できること。
- （２）市民に広く開かれた団体であり、入会の要件が公序良俗に反しないこと。
- （３）年間を通じて継続的かつ計画的な生涯学習活動に関する事業を行うことを目的とし、営利、特定政党及び宗教にかかわる活動を目的としないこと。
- （４）代表者又は会員が指導者（講師）として、謝礼を得る教室でないこと。
- （５）民間事業所等が宣伝又は営業を目的とする活動でないこと。
- （６）公の支配に属さない自主的な団体であること。
- （７）会員相互の親睦交流のみを目的とする団体でないこと。
- （８）組織及び運営に関して、次の要件を備えていること。

ア 構成員が、原則として 10 人以上であり、市内に在住、在勤又は在学の者が過半数であること。

イ 代表者が市内在住、在勤又は在学であり、成人であること。

ウ 団体の主たる活動の場及び活動の本拠としての事務所を市内に有すること。

- エ 団体の組織及び活動のための規約を有していること。
- オ 団体の意思を表明する代表及び団体の意思を決定する機構（総会、役員会等）が確立していること。
- カ 団体活動のための費用に関する規約と団体独自の経理機構を有すること。
- キ 構成員が、原則として一企業等の関係者のみでないこと。
- ク 未成年者によって組織される団体については、成人の育成者又は指導者がいること。

【登録の具体的基準】

	登録できるもの		登録できないもの	
1 趣 旨	①	目的が生涯学習活動である。（※活動の種類は、スポーツ活動、芸術活動、文化活動、コミュニティ活動、ボランティア活動、趣味等あらゆる活動を含む。）	①	親睦、交流のみの活動である。
			②	主な目的が会員のための生涯学習活動でなく、イベントを開催するための事前準備、打ち合わせである。
2 活 動	①	会員が自主的に活動計画を立て、運営を行っている（行う予定がある）。	①	活動の計画がない。
	②	継続的に活動できる。	②	活動が計画的でない。（目的が行事、イベントなどに限られる。）
	③	団体の活動についての情報を広く市民に公開できる。	③	団体の情報が非公開である。
3 団 体 構 成	①	公の支配に属さない団体である。	①	保育所（園）、幼稚園、学童保育、学校、PTA（市立小中学校 PTA を除く）、部活動、公的団体 OB 会など、公的団体に関係し、又は属しているもの。
	②	実際に活動している会員が 10 人以上で、市内会員（在住・在学・在勤）が過半数以上である。	②	名簿上は基準を満たしていても、実際に活動する人数が 9 人以下の場合（架空名簿会員を名簿に記載している。）
	③	原則として、全ての会員が会への所属について承知しており、登録の際に、会の名簿に氏名、住所を明記することを了承している。	③	活動に参加していない人物の名前を会員名簿に記載した場合（架空名義会員を名簿に記載している。）
	④	会員の対象が特定、限定されていない。（入会希望者を広く募集できる。）	④	会員の対象が特定、限定されているもの。（一企業等の社員のみで構成されているもの。2～3 程度の家族、親族等で構成されているもの。学校のクラブ活動。）
	⑤	代表者が成人であり、市内に連絡先が設けられる。	⑤	未成年者のみで組織され、市内に連絡先がない。
	⑥	スポーツ少年団等未成年者によって組織される団体は、成人の育成者又は指導者がいること。	⑥	未成年者によって組織される団体で、成人の育成者又は指導者がいない。

4 運 営	①	規約又は会則を設ける。	①	規約又は会則を設けていない。
	②	会長、副会長、会計、会計監査など役員を設ける。	②	役員を設けていない。
	③	総会、役員会を定期的に行う。	③	総会、役員会を定期的に行っていない（行う予定がない。）。
	④	団体の収支が予算書・決算書で適正に処理されている。	④	団体の収支が明らかにされていない。
	⑤	会員は団体、個人を問わず、学習活動に関する謝礼等を受け取らないものとする。	⑤	謝礼、御礼を渡している講師が会員に含まれている。（教室、スクール形式の禁止）
	⑥	営利行為（商売・教室・個人の営利となる行為）をしない。	⑥	営利行為（商売・教室・個人の営利となる行為）をする場合
	⑦	特定の政党や選挙候補者を支持する等の行為をしない。	⑦	特定の政党や選挙候補者を支持する等の行為をした場合。
	⑧	宗教などに関する活動、布教行為をしない。	⑧	宗教などに関する活動、布教活動をした場合
	⑨	公益を害し又は風俗を乱す行為をしない。	⑨	公益を害し又は風俗を乱す行為をした場合
5 そ の 他			①	虚偽の届出
			②	団体名に個人名や企業名、営利活動に関する団体名等が入っている。
			③	各種届出を怠った場合

3 申請の方法

次の（１）から（８）の書類等をご準備いただき、申請を行ってください。

- （１）熊谷市スポーツ・文化村生涯学習活動団体申請書
- （２）団体の規約又は会則（注：会費がない場合、施設利用料金などの経費をどうするかについて、規約又は会則に記載が必要です。）
- （３）会員名簿（注：謝礼を得る指導者又は講師は、会員となることはできません。）
- （４）予算書（今期の予算書）
- （５）活動計画書（今期の活動計画書）
- （６）決算書（前期の決算書）（注：活動初年度の団体は、提出不要です。）
- （７）活動報告書（前期の活動報告書）（注：活動初年度の団体は、提出不要です。）
- （８）代表者あて決定書送付用封筒（注：封筒に代表者の住所・氏名を記載し、82円切手を貼付してください。）
- （９）熊谷市公共施設予約システム利用者登録（変更）申請書（注：既に当施設へ利用者登録している団体は、提出不要です。）

※公共施設予約システムと本制度による生涯学習活動団体の申請は別のものです。

【申請先】

熊谷市教育委員会社会教育課生涯学習係（市役所6階）

（住所）〒360 - 8601 熊谷市宮町 2 丁目 47 番地 1

（電話）048(524)1111（内 394）

（受付時間）祝日を除く月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

熊谷市スポーツ・文化村「くまびあ」総合管理事務室

（住所）〒360 - 0811 熊谷市原島 315 番地

（電話）048(525)6000

（受付時間）開館日の午前 8 時 30 分～午後 8 時まで

※閉館日：毎月第 2 火曜日、臨時の閉館日についてはお問い合わせください。

【審査】

受付時に簡単な確認作業（記入漏れ・書類不足等）を行います。その後、担当課において、審査を行います。提出された申請書と添付書類が「熊谷市スポーツ・文化村生涯学習活動団体登録要綱」に適合している場合は受理し、団体の代表者に決定書を交付（送付）します。

4 申請を行い登録された場合

（1）申請を受理した団体は、生涯学習活動団体名簿に団体情報を掲載し、次の場所で公開します。

- ①市ホームページ ②教育委員会社会教育課 ③熊谷市スポーツ・文化村

連絡先名、電話、E-mail はホームページでは公開しません。

（参考：団体情報）

団体番号 9999	団体名 熊谷〇〇クラブ	活動内容 吹奏楽	連絡先名 熊谷 太郎	電話番号 048-524-1111		
活動場所 スポーツ・文化村	活動日 水・土曜日	活動時間帯 午後	会員数 20 名	E-mail gakushu@city.kumagaya.lg.jp		
入会資格・要件 特になし	PRなど 年2回の発表会に向けて、毎回来しく練習しています。初心者の方も歓迎です！			入会金 2,000 円	月会費 1,500 円	年会費 0 円

（2）生涯学習活動に関し、熊谷市スポーツ・文化村において、次の便宜が受けられます。

ア 熊谷市スポーツ・文化村の体育施設及び学習施設の利用料金（宿泊施設及び附属設備の利用料金は対象外）が 5 割減額（次ページ参照）となります。

※5 割減額を受けるには、利用申請毎に減免申請が必要となります。

※減額は、団体の生涯学習活動（勉強会、練習会、総会、役員会、発表会等）に限ります。

※入場料等を徴する場合は、減額を受けることはできません。

イ 熊谷市スポーツ・文化村の利用申請が優先的にできる。

※優先予約の利用調整会議へ参加し、日程調整をしていただきます。

ウ 熊谷市スポーツ・文化村の施設内にチラシ等を掲示し、団体の PR ができる。

エ 団体の創作活動等で施設（多目的ルーム 201 又は多目的ルーム 202 に限る。）を長期利用することができる。

※連続 30 日以上から最大 90 日まで利用可能です。

※利用料金は全日の 5 割減額×利用日数となります。

(参考) 熊谷市スポーツ・文化村 体育施設・学習施設利用料金

○体育館利用料金

区分		午前 8:30~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 17:30~21:30	全日 8:30~21:30
アリーナ	体育目的 (全面)	3,140 円 (1,570 円)	4,190 円 (2,090 円)	6,290 円 (3,140 円)	12,260 円 (6,130 円)
	体育目的 (半面)	1,570 円 (780 円)	2,090 円 (1,040 円)	3,140 円 (1,570 円)	6,130 円 (3,060 円)
	体育目的以外	6,290 円 (3,140 円)	8,380 円 (4,190 円)	12,570 円 (6,280 円)	24,510 円 (12,250 円)
柔剣道場	体育目的	1,570 円 (780 円)	2,100 円 (1,050 円)	2,620 円 (1,310 円)	5,660 円 (2,830 円)
	体育目的以外	3,140 円 (1,570 円)	4,190 円 (2,090 円)	5,240 円 (2,620 円)	11,310 円 (5,650 円)
卓球場	体育目的	1,260 円 (630 円)	1,680 円 (840 円)	2,100 円 (1,050 円)	4,500 円 (2,250 円)
	体育目的以外	2,510 円 (1,250 円)	3,350 円 (1,670 円)	4,190 円 (2,090 円)	9,010 円 (4,500 円)

※上段：減額前、下段カッコ書き：減額後

○多目的グラウンド利用料金

区分	午前 8:30~12:00	午後 13:00~17:00	全日 8:30~17:00
一般	710 円 (350 円)	810 円 (400 円)	1,430 円 (710 円)
児童、生徒	350 円 (170 円)	400 円 (200 円)	710 円 (350 円)

※上段：減額前、下段カッコ書き：減額後

○人工芝グラウンド利用料金

区分	全日 8:30~21:00	
一般	半面 1 時間につき	1,020 円 (510 円)
	全面 1 時間につき	2,040 円 (1,020 円)
児童、生徒	半面 1 時間につき	510 円 (250 円)
	全面 1 時間につき	1,020 円 (510 円)

※上段：減額前、下段カッコ書き：減額後

○学習施設利用料金

区分	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 17:30~21:30	全日 9:00~21:30
料理講習室	1,890円 (940円)	2,510円 (1,250円)	3,140円 (1,570円)	6,810円 (3,400円)
音楽・演劇 練習室	1,260円 (630円)	1,680円 (840円)	2,100円 (1,050円)	4,500円 (2,250円)
練習室1・2	520円 (260円)	630円 (310円)	840円 (420円)	1,780円 (890円)
練習室3	840円 (420円)	1,050円 (520円)	1,360円 (680円)	2,930円 (1,460円)
パソコン 学習室	3,140円 (1,570円)	4,190円 (2,090円)	5,240円 (2,620円)	11,310円 (5,650円)
講師控室 兼応接室	310円 (150円)	420円 (210円)	520円 (260円)	1,150円 (570円)
多目的ルーム 201・202・ 301・302・303	520円 (260円)	630円 (310円)	840円 (420円)	1,780円 (890円)
多目的ルーム 304	1,570円 (780円)	2,100円 (1,050円)	2,620円 (1,310円)	5,660円 (2,830円)
創作ルーム 101	1,020円 (510円)	1,430円 (710円)	1,730円 (860円)	3,770円 (1,880円)
創作ルーム 202・203・204	510円 (250円)	810円 (400円)	1,020円 (510円)	1,730円 (860円)
創作ルーム205	1,020円 (510円)	1,430円 (710円)	1,730円 (860円)	3,770円 (1,880円)
創作ルーム 206・301・302・303	920円 (460円)	1,220円 (610円)	1,530円 (760円)	3,260円 (1,630円)
創作ルーム304	1,530円 (760円)	2,040円 (1,020円)	2,550円 (1,270円)	5,500円 (2,750円)
創作ルーム 401・402・403	920円 (460円)	1,220円 (610円)	1,530円 (760円)	3,260円 (1,630円)
作品展示室	1,530円 (760円)	2,040円 (1,020円)	2,550円 (1,270円)	5,500円 (2,750円)

※上段：減額前、下段カッコ書き：減額後

5 登録後の注意点

(1) 登録の有効期間は、2年間（10/1～翌々年9/30）です。有効期間満了後も登録団体として活動を希望する場合は、有効期間満了日の2月前から有効期間満了日までに更新の届出が必要になります。

※新規の登録団体は、登録日により、有効期限が2年未満となる場合があります。

(例1) 令和元年10月1日から登録した団体の有効期間満了日は、令和3年9月30日となります。更新する場合は、令和3年7月31日から9月30日までの間に更新の届出が必要です。

(例2) 令和2年2月1日から登録した団体の有効期間満了日は、令和3年9月30日となります。更新後の有効期限は、2年間となります。



(2) 解散した場合や届出内容に変更があった場合は、変更の届出が必要になります。

(3) 怪我をする可能性のあるスポーツや屋外活動の団体は、傷害保険に加入するよう努めてください。

(4) この登録制度は任意です。登録の有効期限内の団体活動について、熊谷市が保証するものではありません。

(5) 団体の活動が「熊谷市生涯学習活動団体登録要綱」の基準と異なることが判明した場合は、登録を取り消します。

6 登録制度の禁止行為

要綱の基準のうち、特に次の行為に注意してください。

(1) 代表者又は会員が、指導者（講師）として謝礼を受けること。

※金額の多寡に関係なく、営利活動と判断します。

(2) 不特定多数の人から参加費等の金銭を集めること。

※営利性があると判断します。

(3) 物資を販売すること。

※活動上必要な教材の実費負担は除きます。

【申請書記載例】 (※ボールペンで記入してください。)

熊谷市スポーツ・文化村生涯学習活動団体登録（更新）申請書

申請区分	新規 ・ 更新	団体番号				※更新団体のみ記入してください。
フリガナ	クマガヤマルマルクラブ					
団体名	熊谷〇〇クラブ 団体名は、個人名や企業名など、紛らわしいものは使用しないこと。					
代表者	フリガナ	クマガヤ タロウ			電話番号（固定電話・携帯電話）	
	氏名	熊谷 太郎			048 - 524 - 1111	
	住所	〒 360 - 8601 熊谷市宮町2丁目47番地1				
連絡先	フリガナ				電話番号（固定電話・携帯電話）	
	氏名	代表者と連絡先が同じ場合は、記入不要です。			-	
	住所	〒 - 熊谷市				
名簿	連絡先氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 代表者氏名・電話 <input type="checkbox"/> 連絡先氏名・電話			名簿で公開するのは、氏名と電話番号です（住所は非公開）。	
	E-mail	gakushu @ city.kumagaya.lg.jp			E-mailアドレスの掲載は、各団体の任意による掲載となります。	

注1 太枠内にご記入ください。（表面・裏面）

- 2 代表者と連絡先（入会希望者等からの問い合わせ先）が同一の場合は、連絡先欄の記載は不要です。ただし、代表者の住所が市内にない場合は、市内の連絡先を定めてください。
- 3 代表者は、成人の方をご記入ください。また、有償の講師が代表者又

この部分は、管理者記入欄です。記入等不要です。

管理者記入欄（この欄には、記入しないでください。）	<input type="checkbox"/> 適合しているので、受理する		<input type="checkbox"/> 適合していないので、不受理とする。			
	添付書類リスト	<input type="checkbox"/> 規約又は会則 <input type="checkbox"/> 会員名簿 <input type="checkbox"/> 予算書・活動計画書 <input type="checkbox"/> 決算書・活動報告書（ <input type="checkbox"/> 活動初年度団体） <input type="checkbox"/> 返信用封筒・切手				
	受付者		受付日	令和	年	月 日
	団体番号	活動分類（4桁） - 団体番号（4桁）				-
	処理者		システム	令和	年	月 日
	処理者		名簿登載	令和	年	月 日
	処理者		決定書	令和	年	月 日
	確認者	<input type="checkbox"/> システム入力 <input type="checkbox"/> 名簿登載 <input type="checkbox"/> 決定書				
	係	副課長	課長	教育次長	教育長	備考
				専決	専決	

活動分類一覧 (P15・P16) からコードを記入してください。

団体情報の公開事項	活動分類	別表コード(4桁) 1 2 0 2				内容	吹奏楽									
	主な活動場所	① スポーツ・文化村 ② 文化創造館														
	主に活動する日	月・火・水・木・金 (土) 日 (複数可) その他 ()														
	活動の時間帯	午前 ・ (午後) ・ 夜間 その他 ()														
	会員数	総数	20 人			内訳	市内(在勤・在学含む)	市外								
			15 人				5 人									
	入会費・会費	入会費	2,000 円			会費	月会費	年会費								
			1,500 円				0 円									
	入会の資格・要件	(特になし) 男性・女性・青少年・その他 ()														
団体紹介	団体の活動内容等を60文字以内で記載してください。	年2回の発表会に向けて、毎回楽しく活動しています。初心者の方も歓迎です！														
団体のHPアドレス		http:// www//city.kumagaya.lg.jp/					ホームページ等を開設している場合は、URLを記入してください。									
講師氏名 (講師謝礼を支払う団体は必須)	埼玉花子					謝礼を伴う会員の氏名が書かれている場合は、営利目的と判断し届出を受理しません。										
公共施設予約システム利用者番号	0	0	0	0	0	1	2	3	4	5	10桁の利用者番号を記入					
<p>熊谷市教育委員会教育長 あて</p> <p>熊谷市生涯学習活動団体登録要綱に基づき、必要書類を添付のうえ申請をします。</p> <p>また、当団体は登録の要件を満たしており、名簿への記載と団体情報の公開に同意します。</p> <p>令和〇〇年〇月〇日</p> <p>代表者署名 <u>熊谷太郎</u></p>																
<p>※添付書類</p> <table border="0"> <tr> <td>1 規約又は会則</td> <td>4 決算書・活動報告書 (活動初年度の団体は不要)</td> </tr> <tr> <td>2 会員名簿</td> <td>5 返信用封筒 (封筒に住所・団体名・氏名を記入し、切手を添付してください。)</td> </tr> <tr> <td>3 予算書・活動計画書</td> <td></td> </tr> </table>											1 規約又は会則	4 決算書・活動報告書 (活動初年度の団体は不要)	2 会員名簿	5 返信用封筒 (封筒に住所・団体名・氏名を記入し、切手を添付してください。)	3 予算書・活動計画書	
1 規約又は会則	4 決算書・活動報告書 (活動初年度の団体は不要)															
2 会員名簿	5 返信用封筒 (封筒に住所・団体名・氏名を記入し、切手を添付してください。)															
3 予算書・活動計画書																

代表者の方が自署してください。

【規約（又は会則）の作成例】

(1) 会員の総意により決定した規約（又は会則）を添付してください。

規約（会則）は、団体の基本的な取り決めであるため、会員全員で話し合い、決めていくものです。規約を一部の人だけで決めたり、役員しか知らないということがないようにしてください。

(2) 規約（又は会則）には、次の項目を含めてください。

ア 団体の名称および事務局の所在地

「名称」は団体を表現するのにふさわしい名称とします。（※名称が個人名や企業名、商品名等の場合は、団体の登録を受理しません。）

「事務局の所在地」は代表者宅に置く場合が多いようです。

イ 目的

会の目的を明確にすることによって、会員が共通の意識をもって活動できます。（※生涯学習に関する活動を目的としてください。）

ウ 事業・活動内容（継続的、計画的、具体的な内容を記載してください。）

エ 会員

開かれた団体とするため、入会の自由・退会の自由を記載してください。（※例えば、「男の料理研究会」等で男性であることを入会の要件とすることは差し支えありません。）

オ 役員等

会長・副会長・会計・監査等の役員を置きます。（※選出の方法は、会員全員が参加する総会での投票や推薦などがあります。）

カ 総会・役員会等

キ 会計

入会金・会費・会計年度等を定めます。入会金や会費は、会員が平等に負担し、収支を会員に報告します。

ク 施行年月日（実際に実行する日を明記します。）

〇〇会規約（会則）【例】

（名称及び所在地）

第1条 この会の名称を「〇〇〇会」（以下「本会」という。）と称し、事務局を会長宅に置く。

（目的）

第2条 本会は〇〇〇〇の知識と技能を学び、〇〇〇〇を通じて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

親睦のみを団体の目的としないでください。

（事業）

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 定例練習会の開催

(2) 市文化祭等への参加

(3) 合宿の開催

(4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

具体的な事業（内容）を記載してください。

（会員）

第4条 本会の会員は、原則として熊谷市内に在住、在勤又は在学する者で、〇〇〇〇を愛好し、

会の目的に賛同できる者とする。

2 本会に入会又は退会を希望する者は、書面をもって会長に届け出て、受理された日から会員となり、又は会員でなくなる。

3 入会及び退会は自由にできる。

必ず明記してください。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。役員任期は〇年とし、再任を妨げない。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会計 1名

(4) 監査 1名

役職名のみを決め、実際の役員の名前は記入
しません。

(役員の仕事)

第6条 本会の役員は次の職務を行う。

(1) 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。

(3) 会計は、会の会計経理に関する事務を行う。

(4) 監査は、本会の会計を監査する。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は年〇回とし、会長が招集する。なお、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

3 総会は次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び事業報告

(2) 予算及び決算

(3) 規約(会則)の改正

(4) その他必要事項

団体運営に必要な会議を設けます。年に一度は、総会を開催します。

4 役員会は、第5条の役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

5 役員会は次の事項を議決する。

(1) 総会に関する事。

(2) その他必要と認めた事。

6 総会または役員会は、会員又は役員〇分の〇以上(過半数)の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

(会計)

第8条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、会員1名につき月額(年額)〇〇〇円とし、〇ヶ月毎に(毎年)一括納入(前納)するものとする。

3 会計年度は、毎年〇月1日から翌年〇月末日までとする。

(補足)

第9条 この規約(会則)に定めがない事項については、会長が役員会に諮って決する。

附 則

この規約(会則)は、令和〇年〇月〇日から施行する。

必ず明記してください。

【会員名簿作成例】

団体名 〇〇〇会 会 員 名 簿

No.	役職名	氏 名	住 所 <small>在学又は在勤の会員は自宅住所と学校又は勤務先住所を併記してください。</small>
1	会長	熊谷 太郎	熊谷市宮町〇-△-□
2	副会長	〇〇 〇〇	
3	副会長	〇〇 〇〇	熊谷市〇〇△-×-□
4	会計	〇〇 〇〇	熊谷市〇〇△-×-□
5	監査	〇〇 〇〇	熊谷市〇〇△-×-□
6		〇〇 〇〇	熊谷市〇〇△-×-□
7		〇〇 〇〇	熊谷市〇〇△-×-□
8		〇〇 〇〇	熊谷市〇〇△-×-□
9		〇〇 〇〇	熊谷市〇〇△-×-□
10		〇〇 〇〇	熊谷市〇〇△-×-□
11		〇〇 〇〇	深谷市〇〇△-×-□・熊谷市宮町〇-×-□
12		〇〇 〇〇	深谷市〇〇△-×-□・熊谷市原島〇-×-□
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

代表者の方を一番上に記載してください。

市内に在学・在勤の方は自宅住所と学校又は勤務先の所在地を併記してください。

会員の方には必ず市役所に氏名・住所を届け出る旨の了承を得てから届け出てください。また、講師は会員ではありませんので、会員名簿には記載しないでください。

※「～連盟」「～連合会」など、複数団体の調整を行うことが目的である団体の名簿は、加盟団体の一覧でも可。(加盟団体名、代表者氏名、住所、電話番号、会員数が分かるように記載してください。)
 ※名簿は既成のものがあれば、それを提出しても構いません。(ただし、この様式の項目を満たすように適宜加えてください。)

- 謝礼を得る講師は代表者並びに会員となることが出来ません。
- 在学又は在勤の会員は、自宅住所と学校又は勤務先の所在地を併記してください。それ以外の会員は、自宅住所を記入してください。
- 団体の代表者をNo.1として記入してください。(一番上段にくるように記入)
- 役職名には、「代表」「副代表」「会計」「監査」等を記入してください。
- この様式に記載の項目を満たす既成の名簿がある場合には、この様式に代えて提出することが出来ます。

【予算・決算（収支報告書）の作成例】

予算書・決算書（収支報告書）の決められた書式はありません。

※既に作成している予算書・決算書があれば、新たに作成する必要はありません。

※団体の規模や内容によって、適切な予算書・決算書を作成してください。

※活動初年度の団体は、決算書の提出は不要です。

（参考例その1）

〇〇年度 〇〇△△会収支予算書（例）

（単位：円）

	項目	予算額	摘要
収入の部	会費収入	252,000 円	1,500 円×14 名×12 カ月=252,000 円
	収入合計	252,000 円	
支出の部	施設使用料	126,000 円	部屋代 96,000 円、設備代 30,000 円
	消耗品費	7,000 円	印刷用紙代 2,000 円、インク代 5,000 円
	謝礼	96,000 円	講師謝礼 8,000 円×12 回=96,000 円
	支出合計	229,000 円	
当期収支		23,000 円	
前期繰越		10,000 円	
次期繰越		33,000 円	

〇〇年度 〇〇△△会収支決算書（例） 自〇年〇月〇日から至〇年〇月〇日

	項目	予算額	決算額	増減	摘要
収入の部	会費収入	252,000 円	255,000 円	3,000 円	1,500 円×14 名×10 カ月=210,000 円 1,500 円×15 名×2 カ月=45,000 円
	雑収入	0 円	50 円	50 円	預金利子
	収入合計	252,000 円	255,050 円	△3,050 円	
支出の部	施設使用料	126,000 円	144,300 円	△18,300 円	部屋代 97,800 円 設備代 46,500 円
	消耗品費	7,000 円	6,550 円	450 円	印刷用紙 1,050 円、インク 5,500 円
	謝礼	96,000 円	96,000 円	0 円	講師謝礼 8,000 円×12 回=96,000 円
	雑費	0 円	500 円	△500 円	大会参加費 500 円
	支出合計	229,000 円	246,850 円	△18,350 円	
当期収支		23,000 円	8,200 円		
前期繰越		10,000 円	12,800 円		
次期繰越		33,000 円	21,000 円		

(参考例その2)

〇〇年度 〇〇△△会収支予算書 (例)

(単位:円)

収入の部				
科目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
繰越金	10,000円	10,000円	0円	前年度からの繰越金
会費収入	270,000円	252,000円	18,000円	1,500円×15名×12カ月=270,000円
合計	280,000円	262,000円	18,000円	
支出の部				
科目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
施設使用料	156,000円	126,000円	60,000円	部屋代96,000円、設備代60,000円
消耗品費	7,000円	7,000円	0円	印刷用紙2,000円、インク代5,000円
郵便料	0円	2,000円	△2,000円	
謝礼	96,000円	96,000円	0円	講師謝礼8,000円×12回=96,000円
予備費	21,000円	31,000円	△10,000円	
合計	280,000円	262,000円	18,000円	

〇〇年度 〇〇△△会収支決算書 (例) 自〇〇年〇月〇日から至〇〇年〇月〇日

収入の部						
科目	予算額	収入済額	増減	摘要		
繰越金	10,000円	12,800円	2,800円	前年度からの繰越金		
会費収入	252,000円	255,000円	3,000円	2月から会員1名増		
雑入	0円	50円	50円	預金利子50円		
合計	262,000円	267,850円	5,850円			
支出の部						
科目	予算額	流用増減	現計予算額	支出済額	執行残額	摘要
施設使用料	126,000円	18,300円	144,300円	144,300円	0円	部屋代97,800円 設備代46,500円
消耗品費	7,000円	0円	7,000円	6,550円	450円	印刷用紙1,050円 インク代5,500円
郵便料	2,000円	0円	2,000円	1,600円	400円	切手1,600円
謝礼	96,000円	0円	96,000円	96,000円	0円	講師96,000円
雑費	0円	500円	500円	500円	0円	大会参加費500円
予備費	31,000円	△18,800円	12,700円	-	12,700円	
合計	262,000円	0円	262,000円	248,950円	13,550円	

収入総額 267,850円－支出総額 248,950円＝差引金額 18,900円は翌年度に繰越します。

令和〇年〇月〇日

上記のとおり報告します。

会長 ○○ ○○ 印

会計 □□ □□ 印

【監査報告書の作成例】

監査報告書の提出は不要です。

※適切な会計処理がなされているかどうかについて、監査役の会計監査が必要です。一般的には、決算書と監査報告書を併せて、総会に報告します。

監査報告書（例）

平成〇〇年度〇〇△△会会計を監査したところ、収入・支出ともに正確に記帳整理されており、帳簿・証拠書類の保管は完全であることを認める。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇△△会

監査 〇〇 〇〇 印

【活動計画書・活動報告書の作成例】

活動計画書・活動報告書の決められた書式はありません。

活動内容には、試合や発表会、定例で行う練習のほか、団体運営のために開催した総会や役員会も含めて記載してください。

※既に作成している活動計画書、活動報告書があれば、新たに作成する必要はありません。

※団体の規模や内容によって、適切な活動計画書・活動報告書を作成してください。

※活動初年度の団体は、活動計画書のみ提出してください。

〇〇年度 活動計画書（例） 〇〇〇会

活動予定日	名称	活動予定場所	内容
4月〇日	役員会	スポーツ・文化村	総会の打合せ
4月〇日	総会	〇〇センター	前年度活動・決算報告、新年度活動計画・予算について
4月〇日	定例練習	スポーツ・文化村	〇〇練習
4月〇日	定例練習	スポーツ・文化村	〇〇練習
5月〇日～ 〇日まで	春合宿	未定	〇△発表会に向けた合宿
(以下省略)			

〇〇年度 活動報告書（例） 〇〇〇会

活動日	名称	活動場所	参加人数	内容
4月〇日	役員会	スポーツ・文化村	6人	総会の打合せ
4月〇日	総会	〇〇センター	20人	前年度活動・決算報告、新年度活動計画・予算について
4月〇日	定例練習	スポーツ・文化村	18人	〇〇練習
4月〇日	定例練習	スポーツ・文化村	15人	〇〇練習
5月〇日～ 〇日まで	春合宿	スポーツ・文化村	19人	〇△発表会に向けた合宿
(以下省略)				

【活動分類一覽】

大分類	中分類	小分類	内容	コード
文化活動	芸術・文化	絵画	油絵、日本画、水墨画、水彩画、デッサン、版画、俳画等	1101
		工芸	陶芸、彫刻、革工芸、七宝焼、籐工芸、ステンドグラス等	1102
		書道	書道、かな書道、ペン字等	1103
		画像・映像	写真、ビデオ等	1104
		舞踏	民踊、日本舞踊、剣舞、詩舞等	1105
		演劇	演劇、人形劇、伝統芸能等	1106
		茶道・華道	茶道、華道、生花、フラワーアレンジ等	1107
		文化・技能	囲碁、将棋、洋和裁、手芸、盆栽、アートフラワーなど	1108
		演芸	演芸、手品、占い、ゲーム等	1109
		その他		1110
	音楽	合唱等	女声、男声、混声合唱、児童合唱、オペラ等	1201
		器楽	和太鼓、琴、ギター、マンドリン、吹奏楽、管弦楽、合奏、三曲など	1202
		吟詠・民謡	謡曲、民謡、小唄、吟詠等	1203
		歌謡	カラオケ等	1204
		その他	軽音楽、音楽研究等	1205
	教養	芸能創作	詩、短歌、川柳、俳句、童話、エッセイ創作等	1301
		文学鑑賞・研究	古典、近代、外国文学の鑑賞等	1302
		歴史・民俗	郷土史、日本史、古文書、地名研究等	1303
		語学	英会話、中国語、ハングル語、タイ語、仏語、独語、スペイン語等	1304
		自然科学	自然観察、動物観察等	1305
		読書	地域文庫、読書会等	1306
		話し方	朗読、話し方、カウンセリング等	1307
		パソコン	パソコン学習、インターネット等	1308
		その他		1309
	市民生活	社会問題	社会問題、政治・時事問題等	1401
		地域活動	地域活性化、地域問題等	1402
		女性を巡る問題	女性の生き方等	1403
		国際関係	国際交流、在日外国人支援、海外支援ボランティア等	1404
		健康・医療	健康、医療等	1405

		福祉	高齢者・障害者などの福祉、手話等	1406
		環境・資源	環境学習、リサイクル等	1407
		家庭生活	調理、家庭技術向上等	1408
		その他	地域探訪等	1409
	教育	教育問題	教育問題、教育に関する学習等	1501
		乳幼児の教育	子育て学習、幼児教育等	1502
		健全育成活動	子供の健全育成活動等	1503
		交流活動	子供を対象とした交流活動	1504
		その他		1505
	スポーツ 活動	球技	バレーボール	バレーボール(9人制、6人制)、ソフトバレーボール等
バドミントン				2102
卓球				2103
バスケットボール			バスケットボール、ミニバスケットボール等	2104
野球				2105
ソフトボール				2106
サッカー			サッカー、フットサル	2107
テニス			硬式テニス、軟式テニス等	2108
ラグビー			ラグビー、タグラグビー等	2109
その他				2110
体操		体操	体操、新体操、健康体操、ストレッチ体操、チアダンス、チアリーディング、バトントワリング等	2201
		その他	ヨガ、太極拳、自彊術等	2202
武道		剣道		2301
		空手		2302
		その他	柔道、合気道、少林寺拳法、相撲、なぎなた等	2303
ダンス		社交ダンス		2401
		その他	フォークダンス、ジャズダンス、リズムダンス、モダンダンス、バレエ、フラダンス、よさこい等	2402
その他		野外活動	ウォーキング、ボーイ・ガールスカウト、登山、釣り等	2501
		レクリエーション・ニュースポーツ	ゲートボール、グラウンドゴルフ、スポーツ吹き矢、健康吹き矢、スポーツチャンバラ等	2502
		その他	陸上競技、トライアスロン、ローラースケート、レスリング等	2503

※この分類は、熊谷市スポーツ・文化村の各施設で対応できない活動分野も含んでいます。